

## 座間市民活動サポートセンター公式チャンネル YouTube 運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、座間市民活動サポートセンター（以下、サポートセンターという。）が動画配信共有サービス YouTube（以下、ユーチューブという。）を利用した動画による情報の配信に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ インターネット上の動画共有サービス
- (2) チャンネル サポートセンターが投稿した動画をリスト化したページ
- (3) アカウント ユーチューブを運用するために取得した権利及びユーザー名
- (4) コメント 投稿した動画に対する視聴者が書き込む意見等

### (運営主体)

第3条 チャンネルの運営主体はサポートセンターとし、アカウントの運用管理責任者はセンター長とする。

2 アカウント名は、座間市民活動サポートセンター公式チャンネルとする。

3 動画の投稿などアカウントの管理は、センター長が指名した職員が行う。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体としてユーチューブのアカウント URL を、ホームページ上に明示するものとする。

### (投稿)

第5条 サポートセンター公式チャンネルは、サポートセンター事業の情報提供やサポートセンターのPRに関する動画を投稿し配信するものとする。

### (制限事項)

第6条 サポートセンター公式チャンネルは、コメント機能を設定しないものとする。

### (免責事項)

第7条 サポートセンターが投稿した動画を利用することで生じた直接、間接的な損失について、サポートセンターは一切責任を負わないものとする。また、予告なく運用を変更、見直し、中止する場合があるものとする。

### (その他)

第8条 この基準の運用に関し、必要な事項はセンター長が別に定めるものとする。

附 則 この基準は、公表の日から施行する。